

# 2016年 5/1 広報あやせ No.1059

### 主な記事

- ②高齢者向け臨時福祉給付金
- ③健康だより
- ④あやせ携帯電話 夜間ゼロ運動▶
- ⑤お達者ウォーキング参加者募集



## 困ったときは相談を 見守り支え地域をつなぐ 民生委員・児童委員

少子高齢化や核家族化などが進み、人と人とのつながりも薄れつつある昨今、複雑化する社会制度などで不安や心配事を抱える方も増えているのではないのでしょうか。民生委員・児童委員は、市民を見守り、支えるとともに援助が必要な方を行政や専門機関へつなぐなど、地域福祉の相談役として、皆さんの問題解決のお手伝いをしています。

☎福祉総務課 ☎70・5613。



▲みんなの明るい笑顔のために民生委員・児童委員は活躍しています (高齢者訪問の様子)



▲親子おしゃべりサロンの様子



▲ワークショップの様子



▲保育園での誕生日会の様子



▶クリスマス会の様子



### 市民の幸せを願って

市民生委員児童委員協議会  
会長 松本信之さん

活動を通して「相談してよかった。ありがとう」と相談者からお礼を言われることがあります。私たちにとって何よりうれしい瞬間です。

最近特に子どものいじめや虐待、高齢者の孤立・認知症などの相談件数が増加しています。私たちは、市民の幸せを願い、親身になって相談者と一緒に問題解決へ向けて考えるように心掛けています。

しかし、まだ民生委員・児童委員の認知度は高いとは言えず、活動内容などが十分に理解されていないのも事実です。また、相談する場所が分からず、困っている方もいるのが現状ではないでしょうか。

私たちは、できる限りアンテナを張り巡らして活動していますが、1人でも多くの方の悩みを解決するには、皆さんの協力が必要です。周りで悩み事や相談事を抱えている人がいましたら、近くの民生委員・児童委員にぜひ相談してください。

誰もが明るく安心して暮らし続けられるよう、私たちはこれからも活動していきます。

●**地域で見守り声掛け活動**  
子育ての悩みや、親の介護など、身近な心配事の相談を受け、地域での見守り、声掛けをしています。

●**行政や専門家とのパイプ**  
福祉のサービスを役につけてほしいけれど、どこに相談したいかわからない場合には、行政や専門家につなぐ役割をしています。

●**安心して相談ください**  
個人の秘密は守ります  
民生委員・児童委員には活動で得た個人の秘密を守る「守秘義務」があります。子育てや家族の介護、近所の人困っているなど、相談したいことがあるときには、地域の民生委員・児童委員に声を掛けてください。民生委員・児童委員が分からぬ場合は、同課へ連絡してください。

●**子育て・介護の相談や行政などへのパイプ役**  
民生委員・児童委員は、地域の皆さんが安心して暮らせるように、主に「見守り」「支え」「つなぐ」といった活動をしています。

●**主任児童委員は子育て応援隊**  
民生委員は児童委員を兼ねていますが、主に児童に関する専門として活動しています。子育てサロンや保育園での活動支援、3歳6か月検診のサポート・未受診者訪問などを行っています。

●**委員の任期は3年間で今年12月には一斉改選**  
民生委員・児童委員の任期は3年間で、今年12月に一斉改選を行います。民生委員・児童委員は地域の推薦が必要ですが「困っている方の力になりたい」「地域を明るく元気にしたい」という方は、地域の民生委員に声を掛けてください。

●**厚生労働大臣から委嘱124人が地域で活動**  
民生委員・児童委員は地域から推薦され「民生委員法」と「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された方たちです。市内全域で124人が中央・綾南・綾北・寺尾・西部・早園の6つの地域でそれぞれ活動しています。民生委員・児童委員のうち主任児童委員の指名を受けた12人は児童福祉に関する活動を行っています。

### 12日(木)から 活動パネル展を開催

5月12日(木)～18日(水) 9時～16時30分、市役所1階市民ホール。5月12日の「民生委員・児童委員の日」にちなみ「広げよう 地域に根ざした 思いやり」をスローガンに、各地域の活動などの様子を紹介したパネルの展示。期間中は民生委員・児童委員が会場にいます。気軽に声を掛けてください。

